

デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令案に係る意見募集の結果について

令和 5 年 12 月 28 日
デジタル庁戦略・組織グループ

「デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令案」について、令和 5 年 10 月 2 日から同月 31 日まで御意見の募集を行ったところ、2 件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及びそれに対する考え方について、以下のとおりまとめました。

なお、お寄せいただいた御意見を考慮した結果とは別に、本来の趣旨・内容の変更を伴わない範囲において、案を一部修正している旨申し添えます。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

	御意見の内容	御意見に対する考え方
1	改正後の規則第 13 条第 1 項は、デジタル手続法第 9 条第 1 項の規定により電磁的記録により作成する場合について規定し、第 13 条第 2 項は個別法の規定により電磁的記録により作成する場合について規定している。 この書き分けについて、次のとおり理解してよいか。 ・ 第 13 条第 1 項で規定するもの 個別法で「書面により」作成することが規定されているものについて、デジタル手続法第 9 条第 1 項の規定により電磁的記録により作成することとした場合 ・ 第 13 条第 2 項で規定するもの 個別法で「磁気ディスク等の電磁的記録媒体により」作成することが規定されているものの場合 ・ 両者の書き分けが必要となる理由 デジタル手続一括法によりデジタル手続法第 11 条の適用除外の規定を改正した際、作成についてデジタル手続法の適用範囲を拡大しなか	改正後のデジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 13 条第 1 項についてはデジタル手続法第 9 条第 1 項の適用により電磁的記録の作成等を行う場合、規則第 13 条第 2 項についてはデジタル庁の所管する法令（デジタル手続法第 9 条第 1 項を除く。）により、磁気ディスク等をもって電磁的記録の作成等を行う場合について、それぞれ作成等の方法を規定しております。 デジタル庁の所管する法令の規定において、磁気ディスク等の情報通信技術を利用する方法により作成等を行うことについて規定されている場合（デジタル手続法第 9 条第 1 項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）、デジタル手続法第 10 条第 3 号により、同法第 9 条第 1 項は適用されないことから、規則第 13 条第 2 項を今回新設し、当該場合についてもクラウドサービス等の利用などデジタル技術の進展を踏まえた適切な方法によるべき旨を規定することとしております。

	った。(適用除外の規定を狭めなかった) そのため、個別法で磁気ディスク等の電磁的記録媒体により作成することが規定されているものについては、デジタル手続法第9条第1項の規定により電磁的記録により作成しているわけではない。 したがって、第13条第1項の改正のみの場合、個別法で磁気ディスク等の電磁的記録媒体により作成することが規定されているものについてクラウドの利用促進の対象から漏れてしまう問題が生じることから、第13条第2項を追加した。	
2	依然として民間のクラウドサービスの利用はあまり好ましいわけではなく（本質的に他社の管理するサーバに情報を置く事になるのであるし、その管理や通信・情報管理についての把握もあまり行えないであろうから（各種クラウドサービスについて、その仮想的なサーバの複製や各地で提供されているサーバホストの通信状況についての把握は困難であろう。）。）、その利用については限定されるべきであると考えるのであるが、第13条2項については、「行政機関等が、デジタル庁の所管する法令の規定（法第九条第一項を除く。）により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえ、安全性についての配慮を行った適切な方法によるものとする」として、安全性についての配慮を促し、また安全性への対応についての法令での義務化を行うようにするのが適切と考える。 （例えば、重要データは民間サーバには置かないようにする、通信等についての暗号化を適切に行う、等は重要と考える。） 意見は以上である。	御指摘の第13条第2項においては、当該条項が適用される規定ごとに、セキュリティ等の安全性の観点も含めて情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとしております。クラウドサービスを利用する場合も含め、手続等における情報通信技術の利用に当たっては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、必要な情報セキュリティを確保するための対策を講ずることとなります。